

付 加 給 付 一 覧

平成22年4月1日施行

| 種 別 | 名 称 | 給 付 内 容 |
|-----------------------|--------------|--|
| 病 気 ・ け が | 一部負担還元金 | 被保険者が病院窓口で支払った額が高額療養費に該当した場合、高額療養費の支給1件につき定額(20,000円)の一部負担還元金を支給します。ただし、高額療養費を控除した額(一部負担限度額)が一部負担還元金支給相当額に達しない場合は支給されません。 |
| | 家族療養費付加金 | 被扶養者が病院窓口で支払った額が高額療養費に該当した場合、高額療養費の支給1件につき定額(20,000円)の家族療養費付加金を支給します。ただし、高額療養費を控除した額(一部負担限度額)が家族療養費付加金支給相当額に達しない場合は支給されません。 |
| | 訪問看護療養費付加金 | 被保険者が看護ステーションの訪問看護を受け、支払った利用料が高額療養費に該当した場合、高額療養費の支給1件につき、定額(20,000円)の訪問看護療養費付加金を支給します。ただし、高額療養費を控除した額(一部負担限度額)が訪問看護療養費付加金支給相当額に達しない場合は支給されません。 |
| | 家族訪問看護療養費付加金 | 被扶養者が看護ステーションの訪問看護を受け、支払った利用料が高額療養費に該当した場合、高額療養費の支給1件につき、定額(20,000円)の家族訪問看護療養費付加金を支給します。ただし、高額療養費を控除した額(一部負担限度額)が家族訪問看護療養費付加金支給相当額に達しない場合は支給されません。 |
| | 合算高額療養費付加金 | 法定の合算高額療養費が支給されるとき、合算高額療養費の支給1件につき、定額(20,000円)の合算高額療養費付加金を支給します。ただし、高額療養費を控除した額(一部負担限度額)が合算高額療養費付加金支給相当額に達しない場合は支給されません。 |
| 死 亡 | 埋葬料付加金 | 被保険者が死亡したとき50,000円支給 |
| | 家族埋葬料付加金 | 被扶養者が死亡したとき50,000円支給 |

注) 70歳以上75歳未満の高齢者(現役並み所得者は除く)の窓口負担は、本来は医療費の2割ですが、1割負担のまま据え置かれています。

注) 75歳以上の高齢者および65歳以上75歳未満で一定の障害があると認定された高齢者は、後期高齢者医療制度の適用を受けます。